

全国ダイバーシティネットワーク組織東北ブロック会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項第4条第7項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織東北ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ブロック会議は、東北ブロックのダイバーシティネットワーク組織の形成・強化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 参画大学等の理事又は副学長相当の者 各1名

(2) その他ブロック会議が必要と認めた者

(幹事大学)

第4条 幹事大学等については、東北大学、岩手大学、山形大学、秋田大学及び弘前大学のうちから、各年度において3校又は4校を選定する。

2 前項の幹事大学等のうち、各年度において1校を取りまとめ幹事大学とする。

3 取りまとめ幹事大学の選定は、幹事大学間の協議を経て行うこととする。

(議長)

第5条 ブロック会議に議長を置き、議長はブロック会議を主宰する。

2 議長は、前条の取りまとめ幹事大学の委員が担う。

(ブロック会議の開催)

第6条 ブロック会議は、原則として年1回程度開催する。

(事務)

第7条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、議長が所属する幹事大学等が行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、2018年12月21日から施行する。

附 則

この要項は、2019年3月19日から施行する。

附 則

この要項は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、2020年3月16日から施行する。

附 則

この要項は、2020年11月27日から施行する。

附 則

この要項は、2020年12月9日から施行する。

附 則

この要項は、2020年12月23日から施行する。

附 則

この要項は、2022年11月14日から施行する。

附 則

この要項は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2025年9月1日から施行する。

【参考】

※第3条第1項第1号の「理事又は副学長相当の者」に含むものの例示

副理事、学長補佐

副所長、副病院長、副機構長

副社長、専務（取締役）、常務（取締役）、取締役、執行役員